

労基法改正・年休の5日付与

年休5日の付与の義務化

年休の取得が5日未満の社員は会社が時季指定

労働基準法が改正され、2019年4月1日から全ての企業において、年10日以上の子次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となるため、労働協約等の改訂の提案がありました。

1. 年休の申し込みは通常とおり、3月を迎える段階で年休取得が5日未満の社員は、会社が時季指定。
2. 会社が時季指定を行う際は、個別に労働者の希望を聴取し、希望を尊重することを主張。
3. 時季を指定した場合は個々の労働者に前月の25日までに通告。
4. 年休がきちんと取得できるような要員の配置をすることを主張。
5. 出向者の年休取得も主張、出向会社へ取得の協力を依頼する旨の見解。
6. 実施期日：2019（平成31）年4月1日

詳しくは、交渉情報等を参照のこと。

職場の要求も前進させよう！

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：一柳 弘一